

## 若年者の消費者被害防止等のための法整備を求める意見書

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下、「改正法」という。）が平成30年6月に成立し、令和4年4月1日に施行されることとなった。これにより、新たに成年となる18歳、19歳の若年者は、親などの同意がなくてもクレジットカードの取得やローン契約が可能になる。

一方で、20歳になっていないことを証明するだけで契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が適用されなくなるため、現状では若年者の消費者被害の拡大が懸念されている。

政府は、実践的な消費者教育の実施を推進するため、消費者庁、金融庁、法務省及び文部科学省の4省庁が連携して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を作成し、これにより、高校生向け消費者教育教材の全国の学校への提供及び活用の促進や、実務経験者の学校教育現場での活用、教員の養成・研修等の推進などに取り組むこととしている。

改正法案に対する参議院法務委員会の附帯決議では、成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備について検討を行い、改正法成立後2年以内に必要な措置を講ずることが求められており、消費者教育と並行して、消費者被害防止等のための法整備にも期待が寄せられている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための法整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年7月1日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

あて